

# 伊 勢 市 公 報

第 314 号  
平成 30 年 12 月 5 日  
水 曜 日

## 目 次

	頁
<b>上下水道事業管理規程</b>	
○ 伊勢市五十鈴川中村浄化センター等維持管理業務受託者選定委員会規程	2
<b>告 示</b>	
○ 市議会定例会の招集について	5
<b>公 告</b>	
○ 都市公園の供用開始について	6
○ 都市公園の供用開始について	7
○ パブリックコメントの実施について	8
○ パブリックコメントの実施について	11
○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について	14
○ パブリックコメントの実施について	15
○ 公示送達	18
○ パブリックコメントの実施について	19
<b>上下水道事業公告</b>	
○ パブリックコメントの実施について	22

## 伊勢市五十鈴川中村浄化センター等維持管理業務受託者選定委員会規程

を次のように定める。

平成30年11月30日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市上下水道事業管理規程第5号

### 伊勢市五十鈴川中村浄化センター等維持管理業務受託者選定委員会 規程

#### (設置)

第1条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第2条第2項の規定により、五十鈴川中村浄化センター等維持管理業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市五十鈴川中村浄化センター等維持管理業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

#### (委員長及び副委員長)

第2条 選定委員会に、委員長を置き、委員の互選により定める。

2 選定委員会に、副委員長1人を置き、委員のうちから、委員長が指名する者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

#### (会議)

第3条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (庶務)

第4条 選定委員会の庶務は、上下水道部下水道施設管理課において処理する。

#### (委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運

営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第 136 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

平成 30 年 11 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 30 年 12 月 3 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市公告第 94 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

平成 30 年 11 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

名 称	位 置	区 域 (m <sup>2</sup> )
ライブリータウン 伊勢旭公園	伊勢市旭町 99 番 4	161

供用開始の期日 平成 30 年 11 月 19 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間

伊勢市公告第 95 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

平成 30 年 11 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

名 称	位 置	区 域 (㎡)
小俣本町第 2 公園	伊勢市小俣町本町 3528 番	296

供用開始の期日 平成 30 年 11 月 26 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間

## 伊勢市公告第 96 号

伊勢市自殺対策推進計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市自殺対策推進計画（案）を公表します。

なお、伊勢市自殺対策推進計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 30 年 11 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 公表する計画案

伊勢市自殺対策推進計画（案）

次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

### 2 縦覧場所

- (1) 健康福祉部健康課
- (2) 総務部総務課
- (3) 二見総合支所生活福祉課
- (4) 小俣総合支所生活福祉課
- (5) 御園総合支所生活福祉課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) ハートプラザみその

### 3 縦覧期間

自 平成 30 年 12 月 1 日（土）

至 平成 31 年 1 月 4 日（金）

### 4 意見の提出

#### (1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に在する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

#### (2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市自殺対策推進計画(案)」に対する意見として、伊勢市健康福祉部健康課に持参、郵送、ファク

シミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市健康福祉部健康課（伊勢市中央保健センター）

郵送 〒516-0076

伊勢市八日市場町 13 番 1 号 伊勢市福祉健康センター 2 階

伊勢市健康福祉部健康課

ファクシミリ 0596-21-0683

電子メール ise-hset@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成 31 年 1 月 4 日（金）【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市健康福祉部健康課 電話 0596-27-2435

## 伊勢市公告第 97 号

伊勢市都市マスタープラン全体構想の改定を行いたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市都市マスタープラン全体構想 Ver. 3.0（素案）を公表します。

なお、伊勢市都市マスタープラン全体構想 Ver. 3.0（素案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 30 年 11 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 公表する計画案

伊勢市都市マスタープラン全体構想 Ver. 3.0（素案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

### 2 縦覧場所

- (1) 都市整備部都市計画課
- (2) 総務部総務課
- (3) 二見総合支所生活福祉課
- (4) 小俣総合支所生活福祉課
- (5) 御園総合支所生活福祉課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

### 3 縦覧期間

自 平成 30 年 11 月 21 日（水）

至 平成 30 年 12 月 21 日（金）

### 4 意見の提出

#### (1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に在する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

#### (2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市都市マスタープラン全体構想 Ver. 3.0（素案）」に対する意見として、伊勢市都市整備部都市

計画課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市都市整備部都市計画課 伊勢市役所本館 4階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 都市計画課

ファクシミリ 0596-21-5585

電子メール toshikei@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成30年12月21日(金)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市公告第 98 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、伊勢市農業振興地域整備計画を次のとおり変更しましたので公告します。

平成 30 年 11 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

## 伊勢市公告第 99 号

第 2 次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンを定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり第 2 次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）を公表します。

なお、第 2 次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 30 年 11 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 公表する計画案

第 2 次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

### 2 縦覧場所

- (1) 情報戦略局企画調整課
- (2) 総務部総務課
- (3) 二見総合支所生活福祉課
- (4) 小俣総合支所生活福祉課
- (5) 御園総合支所生活福祉課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター
- (21) 鳥羽市企画財政課
- (22) 志摩市政策推進部総合政策課
- (23) 玉城町総務政策課
- (24) 度会町まちづくり推進課
- (25) 大紀町企画調整課
- (26) 南伊勢町行政経営課
- (27) 南伊勢町役場南島庁舎 1 階総合窓口
- (28) 南伊勢町宿田曾出張所
- (29) 南伊勢町島津出張所
- (30) 南伊勢町鶉倉出張所
- (31) 南伊勢町中島出張所
- (32) 明和町防災企画課

### 3 縦覧期間

自 平成 30 年 12 月 1 日（土）

至 平成 31 年 1 月 4 日（金）

#### 4 意見の提出

##### (1) 意見を提出することができる者

ア 伊勢志摩圏域（伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町及び明和町により形成される圏域をいう。以下同じ。）内に住所を有する者

イ 伊勢志摩圏域内に事務所又は事業所を有する者

ウ 伊勢志摩圏域内に在する事務所又は事業所に勤務する者

エ 伊勢志摩圏域内に在する学校に在学する者

オ 伊勢志摩圏域内の市町に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

##### (2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「第2次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）」に対する意見として、伊勢市情報戦略局企画調整課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市情報戦略局企画調整課 伊勢市役所本館2階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 企画調整課

ファクシミリ 0596-21-5522

電子メール kikaku-cyousei@city.ise.mie.jp

##### (3) 意見の提出期限

平成31年1月4日（金）【必着】

##### (4) 問い合わせ先

伊勢市情報戦略局企画調整課 電話 0596-21-5510

伊勢市公告第 100 号

公 示 送 達

下記の者の平成 30 年度介護保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部介護保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 30 年 11 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所	被保険者番号
省略	省略	省略

## 伊勢市公告第 101 号

伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画（平成 31 年度（2019 年度）～平成 35 年度（2023 年度））を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画（平成 31 年度（2019 年度）～平成 35 年度（2023 年度））（案）を公表します。

なお、伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画（平成 31 年度（2019 年度）～平成 35 年度（2023 年度））（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 30 年 11 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 公表する計画案

伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画（平成 31 年度（2019 年度）～平成 35 年度（2023 年度））（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

### 2 縦覧場所

- (1) 健康福祉部福祉総務課
- (2) 総務部総務課
- (3) 二見総合支所生活福祉課
- (4) 小俣総合支所生活福祉課
- (5) 御園総合支所生活福祉課

- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所
- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) 伊勢市ハートプラザみその
- (21) 伊勢市福祉健康センター

### 3 縦覧期間

自 平成 30 年 12 月 1 日（土）

至 平成 31 年 1 月 4 日（金）

### 4 意見の提出

- (1) 意見を提出することができる者
  - ア 市内に住所を有する者
  - イ 市内に事務所又は事業所を有する者
  - ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
  - エ 市内に存する学校に在学する者
  - オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案  
に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市地域福祉計画・伊勢市  
地域福祉活動計画（平成 31 年度（2019 年度）～平成 35 年度（2023  
年度））（案）」に対する意見として、伊勢市健康福祉部福祉総務課に持  
参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市健康福祉部福祉総務課 伊勢市役所東館 2 階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市役所 福祉総務課

ファクシミリ 0596-21-5555

電子メール fukushisoumu@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成 31 年 1 月 4 日（金）【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市健康福祉部福祉総務課 電話 0596-21-5557

## 伊勢市上下水道事業公告第2号

伊勢市水道事業ビジョンを定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第5条第3項の規定により、次のとおり伊勢市水道事業ビジョン（案）を公表します。

なお、伊勢市水道事業ビジョン（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成30年11月28日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 公表する計画案

伊勢市水道事業ビジョン（案）

次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

### 2 縦覧場所

- (1) 伊勢市上下水道部上水道課
- (2) 伊勢市総務部総務課
- (3) 伊勢市二見総合支所生活福祉課
- (4) 伊勢市小俣総合支所生活福祉課
- (5) 伊勢市御菌総合支所生活福祉課
- (6) 伊勢市神社支所
- (7) 伊勢市大湊支所
- (8) 伊勢市宮本支所
- (9) 伊勢市浜郷支所

- (10) 伊勢市豊浜支所
- (11) 伊勢市北浜支所
- (12) 伊勢市城田支所
- (13) 伊勢市四郷支所
- (14) 伊勢市沼木支所
- (15) 伊勢市役所本庁舎本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

### 3 縦覧期間

自 平成 30 年 12 月 1 日（土）

至 平成 31 年 1 月 4 日（金）

### 4 意見の提出

#### (1) 意見を提出することができるもの

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する者
- ・ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ・ 市内に在する学校に在学する者
- ・ 本市に対して納税義務を有するもの
- ・ 上記に掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの

#### (2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市水道事業ビジョン(案)」に対する意見として、伊勢市上下水道部上水道課に持参、郵送、ファ

クシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市上下水道部上水道課 伊勢市二見総合支所 3階

郵送 〒519-0696

伊勢市二見町茶屋 420番地 1 伊勢市二見総合支所 上水道課

ファクシミリ 0596-42-1540

電子メール [suidou@city.ise.mie.jp](mailto:suidou@city.ise.mie.jp)

(3) 意見の提出期限

平成 31 年 1 月 4 日 (金) 【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市上下水道部上水道課 電話 0596-42-1508